

◇市民農園使用ルール◇

◆使用上のルール

- 1 営利目的で作物を栽培しないでください。
- 2 借りた農園以外では作物を栽培しないでください。
- 3 農園を第三者に転貸しないでください。
- 4 農園で発生した野菜くずや除去した雑草などは、所定の袋に入れ、ゴミ集積所に捨ててください。その他のゴミは必ず持ち帰ってください。
- 5 農薬の使用については、「農薬使用の心得」に従い適切かつ適度の使用を心がけ、周辺に農薬が拡散しないように十分注意を払ってください。
- 6 隣接する区画に作物が侵入したり、日照被害を与えないよう作物の栽培場所に気をつけてください。
- 7 周囲に迷惑を及ぼさないよう農園の雑草はこまめに除去してください。
- 8 農園内で除草剤や抑制剤の使用はしないでください。
- 9 作物の盗難、自然災害等による被害については補償しません。
- 10 農園の散水栓の水は、決して飲用しないでください。

◆その他

- 1 合同除草作業(年2~3回)を実施しますので、参加協力をお願いします。
- 2 自動車は、所定の駐車場に駐車し、園内及び周遊道、作業道への駐車はしないでください。
- 3 敷地内での販売行為をしないでください。
- 4 敷地内で許可なく看板の設置、ポスター等の掲示はしないでください。
- 5 貸出農具は数に限りがありますので、使用後は速やかに所定の場所へご返却ください。
- 6 施設、付属設備等を破損、汚損し、または滅失しないでください。
- 7 他の利用者に迷惑のかかる行為はしないでください。